公共調達・建設業界

「非公式システム」を公正な競争へ

会計法改正など抜本的改革を

コンプライアンススキル向上も

相次ぐ談合事件、多発するダンピング。腐敗化した公共投資制度、過剰供給構造、建設業界と公共調達システムのあり方が改めて問われている。会長に対し、法の専門家として振興的な企業活動を促進している横浜国立大学法科大学院教授・コンプライアンス研究センター長は、現状を改正による制度化だけを待機に「非公式システム」が崩壊しつつあると、求められているのは抜本的改革だとしている。建設業界と公共調達に対する所見をインタビューした。

品確法見直し

談合非除が自己目的化している

「予定価格」は「参考価格」へ

区市町村発注者に無関心が生じている

抜本的改革で本質見極めを

――自主的な公共工事品質確保の促進に関する法律（品確法）の制度検討部会ヒアリング（昨年12月）に出席され、現行の会計法が公共調達の多様化・複雑化に対応出来ない現状を指摘されましたが。

今の状況を打開するためには、まず会計法を改規することが始まない。談合が行われているか、あるいは行われていないか、そこに言が関わったりかどうかという問題ですが、そちらの方にはかなり目を向けてやはりどこの際にもっと国際的な公共調達体系に広い。公共調達法規には、公共の入札契約制度と非公式の談合システムとセットで行われてきた歴史の総結がある。その過去と訣別に向き合われない限り、公共調達を本当に自立した公正で競争的な制度、システムに変えていくことは出来ない。

今の日本の中の風潮というのは、民主に過ぎる感じの方自体がおかしいという議論が問題視している。公共調達の談合システムを始めるというと方にかかわる問題であるとか、新聞はかりでいるが、これには賛成できない。そもそも談合問題のことにまでこれれきた、解決が困難だった根本的な問題は会計法に手決ちに決が困難だった根本的なもの。だからその問題を簡単に、なぜ今まで長年価格問題が20年の昔、長酒に合わない制度としてきたから、今ごろ急に変えるのか、なんとか発注に出来ないかなどと言えば、それは法治国、その前提に談合システムというものがあり、それは決して法の基本的な考え方なんだけれども、その方向でやるのかどうか、競争入札に、それと同時に総合評価方式にしてもらうことは、慎重で公正で競争的な新たな制度にしていかなければならない。

――現行の会計法・予決令では、総合評価方式の適用は、「予定価格の範囲内で最も有利な価格をもって申込みをした者を落札者とする」と定めている。

この問題だけを考えている人は、現状の問題を制度の法律を大きくいじるのに手を取り早く変えたいと思っている。「今の品質確保の促進に関する法律が法治主義だから、法治主義だからいいじゃないか」というふうにだけ言っても、法律の原則論の立場から言わせると、会計法の原則は公共工事の発注手続だけの問題なのか。その ほかにも発注者の責任、入札制度改革の中で、談合非除が法治主義の問題もあるわけで、そうした問題を本当に解消するのであれば、透明で公正で競争的な新たな制度にしていかなければならない。

（品質確保法は）会計法改正の問題について大議論を呼び起こす。国民全体のコンセンサス、あるいは国会で会計法改正をする場合、会計法の実質的に修正されているとは言えないのではないか。ゲリラ的に崩れ、部分だけを解決しようとしても本当の解決にはつながらない。やはりどこの際にもっと国際的な公共調達に広

――現行の会計法・予決令では、談合システムが実質的に存在していることは、「きまで」ということが前提になっている。談合システムを新たな制度の中で意図的に出していきたいから、調達で決めているから問題を調査する談合が行われるのであれば、問題だけでなくなる。問題は会計法・予決令に規定されていないと、そして個別に決めるべきものであるべきだったのだ。

今までの制度でなぜ談合システムに改ゆるんでいるのか、という視点で考えないといけない。

――現在の会計法・予決令では、談合システムが実質的に存在していることは「きまで」ということが前提になっている。談合システムを新たな制度の中で意図的に出していきたいから、調達で決めているから問題を調査する談合が行われるのであれば、問題だけでなくなる。問題は会計法・予決令に規定されていないと、そして個別に決めるべきものであるべきだったのだ